

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

212  
04/6/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security  
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

イスラエルのモルデハイ・バヌヌとロシアのスタニスラフ・ペトロフは、まったく違った範疇の人物である。しかし、二人とも、1980年代の核戦争の危機の時代に、人類が直面している「核兵器システムの間」を深部から一瞬、照らし出して衝撃を生み出した点で共通している。バヌヌの照らし出した「イスラエルの核兵器」と、ペトロフが照らし出した「米国の一触即発の核ボタン」と、今も闇に包まれたままである。二人の近況を知らせる二つの記事を紹介する。

## 核の闇を照らした男たち バヌヌとペトロフ

### イスラエルの核の人質 モルデハイ・バヌヌ氏

野間伸次(アムネスティ・インターナショナル日本ひろしまグループ)

チェックのワイシャツと藍色のネクタイを締め、小柄でがっしりとした男性が目の前にいた。そして、その眼差しは信念を貫いてきた人物にしかないであろう強靭さをたたえていた。私が自己紹介すると彼は嬉しそうに抱擁してくれた。そして、「広島へ行くと、日本の人々に伝えてくれ」と語った。彼が釈放された2004年4月21日の夜のことである。

「彼」とはモルデハイ・バヌヌ。既に本誌の203号の拙稿を御覧になった方は御記憶だろうが、18年前にイスラエルによる核兵器開発を暴露して18年の禁固刑を受けた元核技術者である。つい最近、英国のサンデータイムズ紙によって公表されたインタビュー記事によれば、彼は最初の11年半、2m×3m程の独房での生活を送っていたが、最初の2年は電灯がつけっぱなしで監視カメラのある状態に置かれていたとのことである。睡眠を妨害するこの種の拷問はアムネスティの報告書によ

れば、対アフガン、イラク戦争で囚人となった人々に対しても行なわれてきた。このような辛い獄中生活を何とか耐え抜いて刑期満了を迎えた彼に対するイスラエル政府の仕打ちは如何なるものだったのだろうか？

電話は禁止、外国人との面会も特別な許可がなければ禁止、外国の領事館や国境に一定の距離まで近づくことも禁止、海外渡航の禁止などなど。これが果たして18年の刑期を終えて釈放された人物に対する処遇なのであるか？バヌヌ氏が新たな秘密を暴露するのではないかと、異常なまでにイスラエル当局は懸念している。

既にこれらの制限に対して訴訟が提起されている。し

### 今号の内容

イスラエルとロシアで  
核の闇を照らした2人の男

アセアン地域フォーラムと朝鮮半島・テロとの戦争

【資料】NPT再検討会議に向けた新アジェンダ  
連合(NAC)の勧告 / ARFへの手紙

四日市「米軍艦船入港対応マニュアル」を読む

【韓国だより(3)】米軍削減をめぐる

かし、バヌヌ氏側が要求した証人をイスラエル側が拒否するなど、まだまだ困難が予想されている。さらには今年5月末になって、1986年にサンデータイムズ紙にバヌヌ氏からの情報に基づいたイスラエルの核兵器についてのスクープ記事を書いたピーター・ホーナム氏が、イスラエルの諜報部によってテルアビブで逮捕、エルサレムで一時的に拘禁された。また現在、バヌヌ氏をエルサレムの聖ジョージ教会に匿っている英国国教会の主教、エルアツサル主教もイスラエルの空港で尋問を受けた。当局は主教に対して、バヌヌ氏を教会から退去させるように教唆したとのことである。

バヌヌ氏は元々、テルアビブ近郊のマンションに引越す予定であった。しかしながら、当局がマスコミにその場所を洩らしたために移動が困難になっているのが実状である。既にイスラエルの新聞紙上にはジャック・ルビー（ケネディ大統領暗殺の容疑者、オズワルドを暗殺した人物）を待望する投稿記事が掲載されたり、右派系の新聞ではバヌヌ氏に対する処分についてのアンケートの中で「殺すべき」という選択肢を設けたりして物議を醸した。加えて私自身、アッシュケロン刑務所前で経験したことであるが、バヌヌ氏に対する「愛国者」たちの敵意というものは想像を越えるものであった。私を含む支援者、約100名は4月20日、21日と刑務所前でアピール行動をしたのだが、生卵の洗礼も含めて何度も反バヌヌの人々から挑発行為を受けた。彼らにとってバヌヌ氏はイスラエル国家を危機に追いやった裏切り者にすぎないのである。

釈放後の彼に対する支援活動は新たな段階を迎えたばかりだ。とりあえず、彼に対して激励の手紙を書くことが求められている。また今後の法廷闘争、及び生活費などの経済的支援も求められている。釈放直後に支援者たちが行ったミーティングで、私はバヌヌ氏が被爆60周

年の来年8月に広島を訪問することを希望している旨を話し、支援を御願した。ただバヌヌ氏の海外渡航禁止措置が解除されなければ話にならない。既に国際的な平和団体やアムネスティ・インターナショナルなども彼の無条件釈放をイスラエルに訴えたが、当局が制限を解除する兆しはない。

彼はイスラエルと米国間の関係に刺さった棘でもある。米国議会は1970年代後半、国際的な管理・協定外にいる核開発疑惑国・核保有国に対する援助を禁止するサイモン及びグレン修正条項を外国援助法に加えた。採択後この条項はパキスタンやインドに対しては発動されたこともあった。ところが一方で毎年、約30億ドルにもものぼる援助を米国はイスラエルに対し供与し続けている。その援助によって得た兵器、例えばアパッチ・ヘリコプターでイスラエルは被占領下のパレスチナの人々を殺害し、米国製のブルドーザーで多数のパレスチナ人家屋や農地を破壊してきた。

相変わらず日本の新聞紙上においても、核兵器開発といえりビア、イラン、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国などが挙げられ、イスラエルについては殆ど話題となることはない。核兵器に関する二重基準はいまだに健在である。

バヌヌ氏への手紙の宛先。  
Mordechai Vanunu  
c/o Cathedral Church of St. George  
20 Nablus Road, PO Box 19018  
Jerusalem 91190 Israel

彼への支援に関する問い合わせ先。  
U.S. Campaign to Free Mordechai Vanunu  
POB 43384, Tucson, AZ 85733  
Phone/Fax 520-323-8697  
E-mail: freevanunu@mindspring.com  
URL: www.nonviolence.org/vanunu

## スタニスラフ・ペトロフ 「一触即発」核発射態勢への警告

### 「世界を救った男」を顕彰

1983年9月26日

その日の深夜、彼が任務につくセルプコフ15弾道ミサイル早期警戒システム(BMEWS)指揮管制基地の警報が鳴り響き、大型スクリーンに米国基地から核ミサイル発射の信号が発せられた。1発、2発……同じ基地から5発の弾道ミサイルが発射された。モスクワに着弾するまで約15分しかなかった。

同じ月初めには、大韓航空機がソ連軍戦闘機によって撃墜された直後であった。中距離核戦力の配備を巡って「悪の帝国」と「レーガンのアメリカ」が極度に対立を深めていた時期であった。

中佐は、手順通りシステムの誤動作を点検する30段階のチェックを行った。しかし、システムはすべて正常で

5月21日、ロシアの退役軍人スタニスラフ・ペトロフ陸軍中佐に世界市民賞が授与された。世界市民賞は、サンフランシスコに本部を置く世界市民協会による顕彰制度で、これまでジェシー・ジャクソン、ロバート・ミュラーが受賞している。

賞は、ペトロフ中佐が1983年9月26日、モスクワ郊外の早期警戒基地で任務についていた時に、行った、勇気ある的確な判断に対して贈られた。

あると確認された。数分の間に彼が決定しなければならぬ選択は二つであった。

選択1: 赤いボタンを押して「核のプリーフェース」を持つアンドロポフ首相の決定を促す。

選択2: 「間違った信号が出ている」と上司に報告して全員死滅の覚悟をして結果を待つ。

彼は後者を選択した。20年後、彼は次のように語っている。「人間が、数分で正しい判断を下すことは不可能だ」頼ることができるのは直感だけだ。ペトロフはそのとき考えた。

1 ミサイル発射は一つの基地からだけ始まらないはずだ。たった、5発ではなくソ連を壊滅させるため  
右ページへつづく ▶◆

# 朝鮮半島に関心深める 「テロとの戦争」の複雑な影

7月2日に、インドネシアのジャカルタで第11回アセアン(東南アジア諸国連合)地域フォーラム(ARF)が開催される。今回の議長国インドネシアは、この場を朝鮮半島問題の協議場として活用させようと、積極的な動きを見せている。4月末にハッサン・ウィラユダ外相が平壤を訪問し、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に出席を要請し、5月初めに北朝鮮はこれを受託したことが伝えられた。<sup>1</sup>さらに、6月下旬と予定されている第3回6者協議を引き継ぐ会合として、6者外相会議をARFの機会を捉えて行うよう働きかけている。<sup>2</sup>この機会に昨年のARFを振り返り、ARFの現状を解説する。

## アセアン主導

1994年に第1回ARFがバンコクで開催されたとき、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)はNGO平行会議をタイのチュラロンコン大学で開催した。それ以後、PCDSはその

◆ ← 左ページからつづく

にはもっと多くの発射が必要だ。

2 コンピューターは愚かであって、ミサイル発射と勘違いするような可能性は山ほどある。

後の詳細な分析では、実際に起きた事象は、特定の軌道で、監視衛星のカメラレンズが特定の方向を向いたとき、赤外線帯域で発生する混乱現象であり、コンピューター・システム設計上の誤りであった。

事件の数か月後、事件の極度のストレスとその後の混乱のためにベトロフ中佐は軍を退職した。解雇ではないと彼は言う。通常あるべき退職時の大佐への昇進はなかった。(著者注:しばしば彼が「大佐」と書かれるのは敬称である。)

米国の元弾道ミサイル・ミニットマン発射官であり、核兵器発射・警戒態勢についての専門家である国防情報センター所長ブルース・ブレアは「それは、人類が偶発核戦争にもっとも近づいた瞬間である」と述べている<sup>2</sup>。彼の勇気ある的確な判断がなければ、核の撃ち合いが始まり、おそらく人類は亡びていたであろう。

## 一触即発の核発射態勢

数分の判断で核兵器が発射される態勢は今も続いている。

1995年1月25日には、別の事件が起こった。ノルウェー沖から発射された気象観測ロケットがロシアの早期警戒レーダーによって米潜水艦発射ロケットと誤認された。このときはエリツイン大統領が「核のブリーフケース」のポ

動向を、地域の協調的安全保障を発展させるという観点から監視してきた。

現在においてもARFは、アジア太平洋諸国が安保問題で意見交換をする唯一の常設政府間会議である。22か国とEU(ヨーロッパ連合)が参加している。東チモールが未参加であるが、北朝鮮を含め事実上アジア太平洋地域のすべての独立国が参加していることになる。その構成国を4ページに図示した。

ARFは通常前夜に開かれる外相晩餐会を別にすれば、年に1日だけ開かれる行事に過ぎない。常設の事務局もなく、アセアン事務局がそれを兼務している。これまでの主要な役割が、ARFの第一段階と規定されていた「信頼醸成の段階」であった中では、一定の役割を果たしてきたと言えるであろう。しかし、第二段階として掲げられた「予防外交の段階」において役割を果たすためには、機構上の改善も含めて、新しい飛躍が求められてい

んを押す前の特別回線の協議まで行った。決断の時間制限の2分前に無害の決断がなされた<sup>3</sup>。

前述のブレア氏によれば、現在も米口合わせて数千発の核ミサイルが、一触即発の「警報即発射態勢」に置かれている<sup>4</sup>。米国の場合、衛星がミサイルの発射(らしきものを)検出したとき、コロラド州の北米航空宇宙防衛司令部(NORAD)がその信号の真偽を判断するのに3分、ミサイルの疑いが濃厚なときに大統領とトップ顧問(複数)が電話会議をするとき専門官の反撃選択肢の説明時間は30秒、大統領が判断を下すのに数分、大統領命令の後数分でミサイル発射、つまり約10分で発射する態勢が保たれているのである。

この状況の改善努力が無いわけではない。米口の早期警戒情報を扱う共同センターを作<sup>5</sup>り相互の誤認を減らせる合意に、ブーチン大統領とクリントン大統領が2000年に署名した<sup>5</sup>。しかし、それはまだ実現していない。しかも、「これが働いたとき、別々の警戒態勢の時より20~70%、性能が改善されるだろう」(ブレア)というに過ぎない。

時代遅れの「一触即発警戒態勢」の解除こそ、根本的解決の道である。(梅林宏道)

注)

1 『モスクワ・ニュース』2004年5月4日。

<http://english.mn.ru/english/issue.php?2004-17-23>

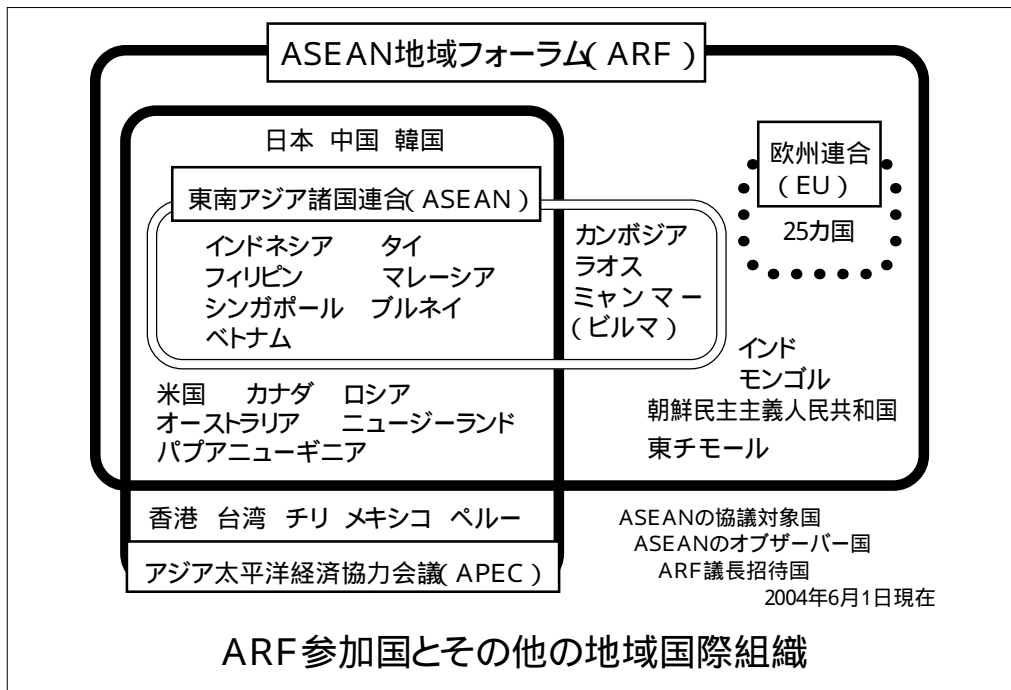
2 注)と同じ。

3 『朝日新聞』1998年4月10日。

4 『グローバル・セキュリティ・ニューズワイア』2004年1月29日。

[http://www.nti.org/d\\_newswire/issues/2004\\_1\\_28.html#C80DE2E1](http://www.nti.org/d_newswire/issues/2004_1_28.html#C80DE2E1)

5 スコット・ピーターソン『クリスチャン・サイエンス・モニター』2004年5月6日



る。このままでは、ARFの発展は極めて限界があると言わなければならない。

### 北朝鮮問題への役割

このように年に1回の七夕様のようなランデブー行事から脱皮すべきだという意識は、熱心な参加国にも芽生えている。

昨年のARFは6月18日、プノンペン(カンボジア)で開催された。1月10日に北朝鮮がNPT脱退を表明し、4月10日に90日のクーリングオフの期間が過ぎるといった、朝鮮半島の第2次核危機が出現していた中で、ダウナー・オーストラリア外相は次のように言った。「オーストラリアもインドネシアもARFの参加国である。もしARFが地域の重要な安全保障機関として本当に役割を示すべきであるとするならば、6月の外相会議だけではなく、できるだけ早期に北朝鮮問題に取り組む必要があると、我々はともに合意した。<sup>3</sup>」インドネシアのハッサン外相自身も次のように言ったと伝えられている。「ハッサンは北朝鮮問題に関係するすべての国はARFの参加国である。そして、ARFは参加国の間における信頼醸成の強化と予防外交の実行のために設立されたものなのだ。<sup>4</sup>」

このように、朝鮮半島問題は新しい予防外交の時代に入らなければならない。ARFにとって、その真価を試される優先課題の位置を占めるようになった。NGOとしても、私たちはこのことを重視し、東北アジア非核地帯化構想を示しながら、予防外交の具体的なテーマとしてその構想を取り上げるように働きかけた。昨年、PCDSがASEAN事務総長と各国外務大臣に宛てた要望書は、本誌188号(03年6月1日)に掲載した通りである。今年も同じ状況が続いており、私たちは同趣旨の手紙を出した(資料として5ページに全訳)。

しかし、北朝鮮は昨年のARFに外相を出席させなかった。NPTへの復帰を求める全体的な雰囲気嫌い、米国との2国間協議に固執したからである。ホ・ジョン(許鐘)外務省無任所大使が出席し、「米国との交渉によ

て、安全の保証がまず与えられなければならない」ことを主張した。それでも、パウエル米務長官とホ大使の間に、短い非公式の会話が合ったと伝えられる。ARFが信頼醸成のための場として貴重な役割を果たしうことを示している。

昨年のARFの議長声明は、激論の末、次のような内容で作成された。「外相たちは朝鮮半島の非核化を支持した。外相たちは、DPRK(北朝鮮)に対し、IAEA(国際原子力機関)との協力を再開するよう、また、NPT(核不拡散条約)からの脱退の決定を取り消すよう強く要請した。外相たちは、この地域の恒久的平和と安全保障のために核問題の平和的解決を要求した。その点について、外相たちは、ARFが有用かつ建設的な役割を果たしてきたとの認識を共有し、朝鮮半島の緊張緩和に助力するARF議長のさらなる努力を支持することで合意した。また、議長声明は03年4月23 - 24日に開催された北朝鮮、米国、中国の三者協議を「正しい方向への好いスタート」と歓迎した。さらに議長声明は、東北アジア政府間が「もっど」対話の習慣」を発展させるべきだと述べている。<sup>5</sup>

このような経過を踏まえて、議長国インドネシアは今年のARFに向かって冒頭に述べたような積極外交を展開している。北朝鮮にとっては、ARFはアセアンという小国連合がリーダーシップを持っていること、及び古くから特別の関係にあるカンボジアを含めてARFには非同盟運動の中の友邦が多く参加していることで、特別の安心感のある場であると考えられる。

### テロとの戦争の影

2002年のARF以来、ARFにとって「テロとの戦争」は避けられない主要テーマとなった。特に、インドネシアのバリ島における爆弾テロ事件(02年10月12日)は、アセアン地域に直接の影響を生み出した。それはARFにとって複雑な内容を持った影響である。一方では、米国との軍事的協力の強化への関心が高まらざるを得ない状況とそれへの警戒感が同時に発生した。一方では、テロとい

## 宛先: ASEAN事務総長オン・ケン・ユン閣下、 並びにASEAN地域フォーラム参加国外務大臣殿

### 件名: 第11回ASEAN地域フォーラム (2004年7月2日、ジャカルタ・インドネシア)

拝啓、事務総長並びに外務大臣。

太平洋軍備撤廃運動 PCDS を代表して、貴職に手紙を書いています。PCDSは調査、情報、支援のネットワークでありアジア・太平洋地域における平和のために過去19年間活動をしてきました。私たちはこの手紙を、東南アジア諸国連合(ASEAN)の事務局長、並びに2004年7月1日、インドネシアのジャカルタで開催されるASEAN地域フォーラム(ARF)に参加予定の全ての諸国家、あるいは諸国家グループの外務大臣に送っています。

以前のやりとりからお気づきの通りPCDSはARFの動向を綿密に追い続け、ARFに関する年次報告書を発行してきました。同封したのは、「第10回年次ASEAN地域フォーラムのハイライト(2004年5月発行)と題された最近の報告書です。

貴職に宛てるこの手紙において、私たちは今年も、アジア・太平洋の安定にとって決定的に重要なただ一つの問題に焦点を当てたいと思います。それは、朝鮮半島情勢を中心とする東北アジアの平和と安全保障の問題であり、これについてはARFが重要な影響力を持ちうると信じています。

繰り返しになりますが、ARFは歴史的に、朝鮮半島情勢を年次フォーラムの議題や会期間作業で取り上げるのに適切な問題であると特定してきたと思います。ARFは、この件は引き続き未解決の問題であり、それが潜在的には地域全体に深刻な含意を持つと認識してきました。(昨年、私たちは貴職にこの件に関するARFの実績をまとめた短い文書、「ファクトシート: 朝鮮半島情勢に関するARF議長声明1994-2002からの引用」をお送りしました。)この件に関するARFの懸念は、2003年6月18日、ブノンペンでの第10回ASEAN地域フォーラム

議長声明の中でも引き続き明らかになっています。注目すべきは次の部分です。「外相たちは、この地域における恒久的平和と安全保障のために核問題の平和的解決を要求した。その点について、外相たちは、ARFがこれまで有用かつ建設的な役割を担ってきたとの認識を共有し、朝鮮半島の緊張緩和に助力するARF議長らのさらなる努力を支持することで合意した。」

2003年11月の「信頼醸成措置に関する会期間支援グループ(ISG)」(2003年11月20-22日、中国・北京)での議長概要報告が述べているところによれば、「朝鮮半島における核問題は参加者にとって引き続き最も重要な論点である。会合は、朝鮮半島における平和と安全を維持する重要性を強調した。以前のARF会合での議論を想起しつつ、参加者は核兵器のない朝鮮半島を要求し、当事者のあらゆる懸念に対処する努力を支持した。」

新しい前向きな動向は、ARFが最後に開催されてから、6者協議の二つの会合が朝鮮半島の危機を解決するために行なわれたことです。これに加えて私たちが心強く感じたのは、来たる第11回ARFの議長が北朝鮮を訪れ、本年のARFに参加して課題を議論するよう平壤を促したことです。私たちは、ARFのこうした積極的な措置を賞賛します。というのも、6者協議のメンバーが2国間、あるいは多国間ベースで会談する追加的な機会が、ARFの際に与えられると信じているからです。

ARFが6者協議の過程を促進する一方で、ARFはこうした会談を以下のような具体的で目に見える行動によって支援できることを、私たちは提案したいと思います。

1 東北アジアにおける協調的安全保障の枠組に関する会期間支援グループ(ISG)

を設立する: ARFは現存する機構をさらに活用することで、朝鮮半島での手詰まり状況打開に寄与できます。例えば、東北アジアでの安全保障問題に特化したISGを設置することが可能です。これに関して想起していただきたいのは、私たちが継続して提案している東北アジア非核地帯(NEA-NWFZ)です。というのも、これこそが問題の純粋に平和的な解決に結びつくと信じているからです。私たちの提案は現実的なものであり、地域の関係諸国によってすでに表明されている政策に基づいています。しかも、NEA-NWFZに関係する可能性のある、北朝鮮を含む全ての国がARFのメンバーです。参考までに、この件に関する最近の論文、この手紙の署名者の一人による「東北アジア非核地帯(NEA-NWFZ)(2004年4月発行)」のコピーを同封します。この論文は、2004年4月26日-5月7日のNPT準備委員会(国際連合)の際に開催されたワークショップ「モデル東北アジア非核地帯条約 危機を超えて道を拓こう」において配布されたものです。

2 北東アジアでの予防外交(PD)適用に向けたトラック 研究グループを設立する: 私たちは北東アジアにおける平和と安全の課題は朝鮮半島の問題に対処するだけでは解決できないと信じています。少なくとも、朝鮮半島、日本、中国間の関係が、ARFの予防外交に関する活動の文脈において十分に考察されることが必要です。私たちは、ARFの創設者たちが、PDをARFの三つの主要な進化段階の第2番目のものと想定していることを知っています。私たちはARFが地域NGOの参加を得てトラックの研究グループを組織し、PDを北東アジアにおける平和と安全保障に適用する可能性について検討するよう提案します。

私たちの懸念への貴職の関心に感謝します。第11回ASEAN地域フォーラムが生産的で実りあるものになることを願っています。

平和を願って

パトリシア・ウィリス( PCDS資料コーディネーター )

梅林宏道( PCDS国際コーディネーター )

( 訳: 田辺俊明、ピースデポ )

スラムを結びつける風潮やイスラムへの差別的感情の助長への反発が生まれた。インドネシア、マレーシアに代表されるアセアンの主要国は、回教徒の国である。また一方では、すでに永きにわたって懸念され、現在もビルマ(ミャンマー)の民主化問題として顕在化しているアセアン諸国の人権状況の悪化が、どっけオーストラリアやカナダのような国々の懸念材料となった。政治的権利が、テロ弾圧という名目によって封殺されることへの懸念である。

2003年のARFに先だって、東南アジアでは対テロ(カウンター・テロリズム)に関するさまざまな取り組みが行わ

れた。マレーシア・サバにおける「対テロ・国際犯罪の会期間会議(ISM)」(2003年3月)、フィリピン・マニラにおける「反テロと観光回復に関する国際会議」(2002年11月)、インドネシア・バリにおける「マネー・ロンダリングとテロリストの財源に関する国際会議」(2002年12月)などの会議が開催された。ARF直後の7月1日には、米国との協力の下にマレーシア・クアラルンプールに「対テロ東南アジア地域センター」が設立された。また、無数の対テロに重点を置いた軍事演習が行われた。バリカタン演習を初め米国とフィリピンの軍事協力が強化された。ビルマでさえも

11ページ下段へつづく →◆

第3回NPT再検討会議準備委員会には、2005年の次回再検討会議へ向けた勧告を含む、最終報告の作成が課せられていた。これをふまえ、4月26日、新アジェンダ連合(NAC)は、2000年に合意された核兵器の完全廃棄への「明確な約束」を含む13項目措置を基盤とする、「実質問題に関する勧告」を準備委員会に提出し、核兵器国に核軍縮を迫るうえで主要な役割を担った。以下にその全訳を掲載する。

NPT / CONF 2005 / PC III / 11 2004年4月26日

## 2005年NPT再検討会議第3回準備委員会に向けた新アジェンダ連合の実質問題に関する勧告

2000年NPT再検討会議の最終文書は、2005年再検討会議第3回準備委員会に対し、これまでの委員会における審議並びに結果を考慮し、再検討会議に向けた勧告を含む合意文書を作成するためにあらゆる努力を払うよう命じていた。これに関連して、新アジェンダ連合は、第1回、第2回の準備委員会において提出した作業文書、すなわち

NPT / CONF 2005 / PC . / WP 9  
NPT / CONF 2005 / PC II / WP .11  
NPT / CONF 2005 / PC II / 16

を基礎とし、2005年再検討会議に向けた勧告の形で、今準備委員会で検討すべき実質問題に関する事案を提供する。

- 1 核兵器が使用される可能性が人類に対する継続的危険を意味していることを再確認すること。
- 2 完全かつ有効な条約の履行が、国際的な平和と安全保障の促進のなかで極めて重大な役割を有することに合意すること。
- 3 核不拡散条約の各条項が、いかなる時でもいかなる状況においても加盟国を拘束すること、また、すべての加盟国が、条約に基づく義務の厳格な遵守に関して完全に責任を持つことが肝要であることを想起すること。
- 4 条約の締約国による核エネルギーの平和利用を妨げることなく、すべての側面において条約を履行するために、また、核兵器並びにその他の核爆発装置の拡散を防止するために、すべての努力が払われるべきであることを再確認すること。
- 5 その成果が核軍縮の達成に向けた必要な計画を規定する、2000年再検討会議の最終文書で到達した合意及び1995年の核不拡散と核軍縮の原則と目標と1995年の中東決議の完全かつ有効な履行を、確固たる意志を持って追求することに合意すること。
- 6 新たな核軍備競争を引き起こす、あるいは核軍縮と不拡散に否定的影響を与える可能性のあるいかなる行動も慎むことをすべての加盟国に要求すること。

7 透明性、検証可能性、不可逆性の基本的原則がすべての核軍縮措置に適用されることを要求すること。

8 条約の普遍的支持に向けて積極的に働きかけること、また、核兵器の拡散防止の決意を害するよういかなる行動もとらないことをすべての加盟国に要求すること。

9 核不拡散条約に未だ加盟しておらず、保障措置の下に置かれていない核施設を移動させているインド、イスラエル、パキスタンの3カ国に対して、核不拡散を保証し、核兵器の開発と配備を追求するいかなる政策をも変更し、明確かつ緊急に、また、地域並びに国際の平和と安全保障及び核軍縮と核拡散防止に向けた国際社会の努力を害するよういかなる行動も慎むために、早急かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟するよう、また、1997年5月15日にIAEA理事会で採択された保障措置協定モデル追加議定書と一致する追加議定書とともに、求められている包括的保障措置協定を締結するよう要求すること。

10 条約の普遍的支持及びすべての加盟国による全条項の完全遵守は、核兵器及び核爆発装置のすべての側面における拡散防止への最善策であると合意すること。

11 朝鮮民主主義人民共和国がNPT脱退の意志を示した宣言を撤回することの重要性を強調し、条約の完全遵守への復帰を求め、また、これに関連して、状況の早期解決と核のない朝鮮半島の確立に向けたすべての外交努力への支持を求める。

12 IAEAとの全面的保障措置協定への普遍的支持の重要性を想起し、未だ締結していない国に協定の締結を要求すること。また、保障措置システムの有用性を強化し、効率の改善を目的としたモデル追加議定書の重要性を強調すること。

13 IAEAは、NPT加盟国の核施設が平和

目的のみに使われていることを検証、確認することが可能でなくてはならないことを強調すること。また、その目的において、それぞれ国家の義務の履行上発生する諸問題の解決において、加盟国に対し、IAEAと完全かつ早急に協力するよう要求すること。

14 NPT並びに他の核軍縮及び核削減のための合意あるいはイニシアティブにおける誓約を履行すること、また、この文脈において、核弾頭を破棄し、再配備の可能性の残る状態での保管を避け、核実験場を閉鎖、解体することによって、不可逆性への誓約を維持するよう核兵器国に要求すること。

15 核廃絶につながる保有核兵器の完全廃棄を成し遂げるための核兵器国による明確な約束を想起すること。

16 すべての加盟国は、決意をもって、2000年NPT再検討会議で合意された措置の完全かつ有用な履行を追求すべきであると繰り返すこと。

17 核兵器のない世界は、究極的に、相互に強化された一連の取り決めを含む、世界的に多国間で交渉された法的拘束力のある取り決めあるいは枠組みという基盤を必要とすることを確認すること。

18 核軍縮と核不拡散体制における不可欠な要素として、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の達成に必要とされる署名・批准の重要性と緊急性に合意すること。

19 CTBT発効までの間、核爆発実験及びその他のいかなる核爆発モラトリアムも堅持、維持させることを要求すること。

20 検証制度の確立におけるCTBT機構準備委員会の作業を通じ、CTBT早期発効に向けた勢いを維持することへの重要な貢献を歓迎する。

21 軍縮会議は、軍縮問題に関する唯一の多国間交渉の場であることを想起する。

22 軍縮会議は、軍縮を扱う適切な下部機関を遅滞なく設置しなければならないことに合意すること。このような機関は、とりわけ核軍縮に向けた系統的、前進的努力のための実際的措置を扱うことができる。

23 軍縮会議は、核軍縮と核不拡散の両面の目的を考慮し、核兵器及びその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁じる、無差別的で多国間的・国際的、また有効かつ検証可能な条約に関する交渉を再開しなければならないことに合意すること。

24 このような交渉が決着するまでの間、軍事目的での核分裂性物質の生産モラト



リアムを堅持、維持するようまた、透明性と説明責任性のための体制並びに適切な専門家グループを設立するよう要求すること。

25 軍縮会議は、関連する国際条約に関する交渉を含む、いかなる特定の話題や提案についても制限を排して取上げ、検討することができる。大気圏外における核軍備競争の防止に関する問題を扱う下部機関を設置しなければならないことを合意すること。

26 ミサイル防衛の開発は、核軍縮並びに核不拡散に否定的影響を与え、地球上及び大気圏外における新たな軍備競争を引き起こすことに懸念を表明すること。

27 核軍縮及び核不拡散の分野において、国際条約と国際法の下における義務を果たすよう、すべての加盟国に要求すること。

28 ロシア連邦並びにアメリカ合衆国に対し、プルトニウム管理および廃棄協定の履行に向けた検証要求を即座に実行するためにIAEAに働きかけるよう要求すること。

29 核兵器国による以下のさらなる努力が引き続き必要かつ重要であることを繰り返すこと。  
有効な保有核兵器の一方的削減  
透明性・検証可能性  
不可逆性を保証する条項を含む条約への一方的宣言の公式化

30 戦略的攻撃力削減条約「モスクワ条約」に描かれた、配備された戦略核弾頭数の削減は、積極的な最初の一步であると確認すること。そして、同条約に透明性、検証可能性、不可逆性を持たせ、また、作戦配備されていない弾頭についても対処し、それにより有効な核軍縮措置となるよう、アメリカ合衆国とロシア連邦に要求すること。

31 保有核兵器及び核軍縮措置の履行状況に関して、核兵器国が透明性と説明責任を高めるためのさらなる行動をとることに合意すること。そして、この文脈において、12番目の措置として合意された報告義務を想起すること。

32 非戦略核兵器のさらなる削減に、核兵器の廃棄に向けた重要な一步として、より高い優先性が与えられるべきであること。そして、それが以下を含む包括的な方法で実施されることに合意すること。

- (a) 一方的なイニシアティブに基づき、核軍備の削減と軍縮の過程における不可欠な一部である、非戦略核兵器のさらなる削減と廃棄。
- (b) 透明性、検証可能性、不可逆性を持つ方法での削減の履行。
- (c) アメリカ合衆国とソビエト社会主義

共和国連邦 / ロシア連邦による1991年と1992年の非戦略核兵器に関する大統領核イニシアティブの維持、再確認、履行。

(d) ロシア連邦とアメリカ合衆国による大統領核イニシアティブの法的取り決めへの公式化、並びにこのような兵器のさらなる削減に関する交渉の開始。

(e) NPTの下で誓約された核軍縮過程の一環として、核兵器国が非戦略核兵器を取り除き、のちに廃棄することを目的とした、とりわけ、物理的に安全な中央の保管場所にそれらの兵器を置くことを通じた、非戦略核兵器及びその部品と関連物質の輸送及び保管のための特別保安措置や物理的な防護措置の強化。また、これに関連して、このような兵器を保有するすべての核兵器国にとって必要とされる措置。

(f) 非戦略核兵器による脅威の低減のための、さらなる信頼醸成と透明化措置の達成。

(g) 非戦略核兵器が使用される危険性を低減することを目的とした、非戦略核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けた具体的な合意措置。

(h) 作戦配備の兵器の数や種類を増やさず、また新型兵器の開発やそれらの使用を正当化しないという、これら兵器を保有する核兵器国による約束。

(i) いくつかの核兵器国の保有核兵器からはすでに外されている種類の非戦略核兵器の禁止。及びこれらの兵器の廃棄に関する検証のための透明性メカニズムの構築。

33 核兵器国が、警戒態勢の解除及び核兵器システムの非活性化、運搬手段からの核弾頭の除去、及びこれらの兵器が完全に廃棄されるまでの間、核戦力を現役配備から引退させるためのさらなる措置をとることを合意すること。

34 核兵器国が、国家の安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、配備された核兵器の数を削減し、新型核兵器の開発やそれらの使用の合理化を行わないことを合意すること。

35 核兵器国が、核兵器の完全廃棄へと繋がる過程のなかで、5つの核兵器国の間での継ぎ目のない調和に向けて必要とされる措置を実施しなければならないと強調すること。

36 5つの核兵器国すべてが、すでに軍事的に必要とされていない核分裂性物質をIAEAあるいは他の関連する国際的検証制度のもとに置くための取り決めを行い、また、そのような物質が永久に軍事計画の外に置かれることを保証するために、そのような物質の平和

目的での処分に関する取り決めをすることの必要性を強調すること。

37 NPTの信頼性の向上において、定期報告の重要性を強調すること。

38 すべての加盟国によって、NPT第6条及び1995年決定の(A/C)項に関する定期報告が、すべての準備委員会並びに再検討会議において提出され、政策、意図、進展の問題がとり扱われることに合意すること。これらの報告は、13項目措置で扱われる問題及び原則を含み、それらの措置一つ一つに関する明確かつ完全な情報を含まなければならない。

39 すべての非核兵器国を対象とする法的拘束力のある安全の保証に関する多国間協議が決着するまでの間、安全の保証に関する現存する誓約を完全に尊重するよう、核兵器国に要求すること。これは、NPTの文脈の中における別の協定という形式でも条約議定書の形式でもよい。

40 非核地帯の設立が、世界的、地域的な平和と安全保障を高め、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的に寄与することを確認すること。そしてこの文脈において、すべての関心ある国家に無条件で非核兵器地帯の設立とそれらの議定書の発効に必要な署名及び批准を完了させるよう強く要求すること。

41 1995年NPT再検討・延長会議の成果の一部としての中東決議を想起し、中東非核地帯、中東非大量破壊兵器地帯設立への支持を新たにすること。この観点から、イスラエルを除くこの地域におけるすべての国家がNPT加盟国であることに留意し、イスラエルに対し即座に無条件でNPTに加盟するよう、またすべての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くよう要求すること。

42 イランによる追加議定書への署名を歓迎し、即時に批准プロセスを完了するよう強く要求すること。また、核計画に関する未解決の疑惑を解決するよう求めること。

43 大量破壊兵器の開発計画を放棄し、IAEA及び他の関係する国際機関と完全に協力するとしてリビアの自発的な決定を歓迎すること。このような計画の開発に懸念を持ちつつ、これを一步前進と認識すること。

44 中央アジア並びに南アジアにおける非核地帯設立をあらためて支持すること。この文脈において、インドとパキスタンに対し核兵器への野心を断念し、即座に無条件でNPTに加盟するよう緊急に要求すること。

(訳:ピースデポ)

# 四日市港

## 米軍艦入港対応マニュアル

### 自治体の「平和力」と港湾管理権を 考える格好の「たたき台」

三重県の四日市港を管理する特定地方公共団体「四日市港管理組合（管理者：井上哲夫四日市市長）」は、去る4月1日から「米軍艦船入港対応マニュアル」の適用を始めた。

昨年10月27日から11月9日にかけて滋賀県饗庭野演習場で行われた日米共同演習に参加した米海兵隊が、民間籍の軍用高速貨物船「ウェストバック・エクスプレス」をチャーターし、海兵隊員800名、高機動車40両、コンテナ51個などを積んで四日市港から韓国・釜山に向った。これは、四日市港開港以来初の米軍による利用であった。この事件は、港湾管理者、市民、議会に少なからぬ波紋を広げ、透明性が高く説明責任にこたえうる行政手続が求められる中で、「マニュアル」は作られた。

私たちはその全文を「四日市港湾管理組合公文書公開条例」に基づき入手した。「マニュアル」は、趣旨や用語の定義を簡潔に記載した「本文（A4・1頁）」と、「別紙1：対応フロー（次ページ「資料」参照）」及び「別紙2：詳細手順（A4・10頁）」から構成される。以下に要点をまとめ、課題と思われるポイントを述べる。

#### 1 地位協定との関係 〔マニュアル〕

米軍艦船とは、「米軍がチャーターした民間船舶（以下「民間船舶」という。）及び米軍艦艇（以下「艦艇」というとする（本文「2 定義」）」）さらに、事務処理手続き上、米軍艦船の入港は「日米地位協定による場合と日米地位協定によらない場合の二つを想定している（同「3 事務処理手続きにおける想定」）」、「別紙1」と「別紙2」では、前者をA、後者をBとし、微妙に異なる手続きを定めている。A、Bいずれのケースでも民間船舶、艦艇の両方が想定されている。

Aケースは、概ね一般の民間船舶と同じ手続きである。すなわち「係留施設等使用許可申請書」等を受領の上、「四日市港管理組合港湾施設条例」と「同施行規則」に従って審査（A-4）港湾施設使用の可否が決定される（A-5）。これに対して、Bケースでは、「日米地位協定による場合は、提出書類に基づく許可行為は発生しない（別紙2末尾注）として、「係留施設等使用許可申請書」等は、入港の可否を判断した後に受領する（B-7）ことになっている。

〔課題〕

日米地位協定第5条は、米軍艦船に対して入港料を課されないで日本の港に出入りする権利を与え（第1、2

項）第3項は「（日本の港に入る場合には）通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない」と定める一方、強制水先を免除している。かつて国は「一般国際法上は、外国の軍隊が駐留する場合に、地位協定あるいはそれに類する協定に明文の規定がある場合を除いては接受国の国内法令の適用はない（昭和48年7月11日、衆議院内閣委員会での答弁）」として、米軍には港湾法などに基づく法手続きは適用されないと説明していた。「提出書類に基づく許可行為は発生しない」といふ「マニュアル」は、この解釈の延長上にあると言ってよいだろう。しかし、ここで思い起こしたいのは、「周辺事態法」に関連して国から自治体に対して示された注目すべき見解である。「周辺事態法第9条（地方公共団体・民間の協力）」の解説（2000年7月25日）は、「米軍艦船の港湾施設の利用にあたっては、日米地位協定に基づく通告を受けた港湾管理者は、同協定第5条の規定を踏まえつつ、港湾の適正な管理運営という観点から港湾管理条例による港湾施設の使用許可等法令に基づく権限を行使することとなり（略）」として、地位協定の下でも港湾施設使用に関する港湾管理者の許可権限が有効であることを認めたのである。

この経緯に照らすと、「マニュアル」は必要以上に自らの手を縛って米軍に特権を与えていると思われる。再検討が必要である。

#### 2 核搭載の確認 〔マニュアル〕

「米軍が核兵器を持ち込む場合、日米安全保障条約上、米側から日本に事前協議を申し入れることになっている。このように核兵器の保有の有無の確認については国の所管事項となっており、事前協議の申し入れがない以上は核兵器は持ち込まれていないと判断されるが、さらなる確認のため核兵器の搭載の有無について外務省北米局日米安全保障条約課長宛に文書で照会する」（別紙2：A-2、B-2）

〔課題〕

「非核平和都市宣言（85年3月25日）を持つ四日市にとって核の持ち込みは重大な関心事である。「さらなる確認のために文書照会をする」という姿勢を評価したい。だが、「文書照会」に対して、国から返ってくるのは「事前協議がない以上、核は積んでいない」という回答であろう。米国政府も、「水上艦、攻撃型潜水艦及び海軍航空機には核兵器を搭載しない」、「しかし特定の艦船への核兵



器搭載の有無については議論しない」というものである。これは、四日市だけでなく非核を求める自治体と市民全体の課題である。

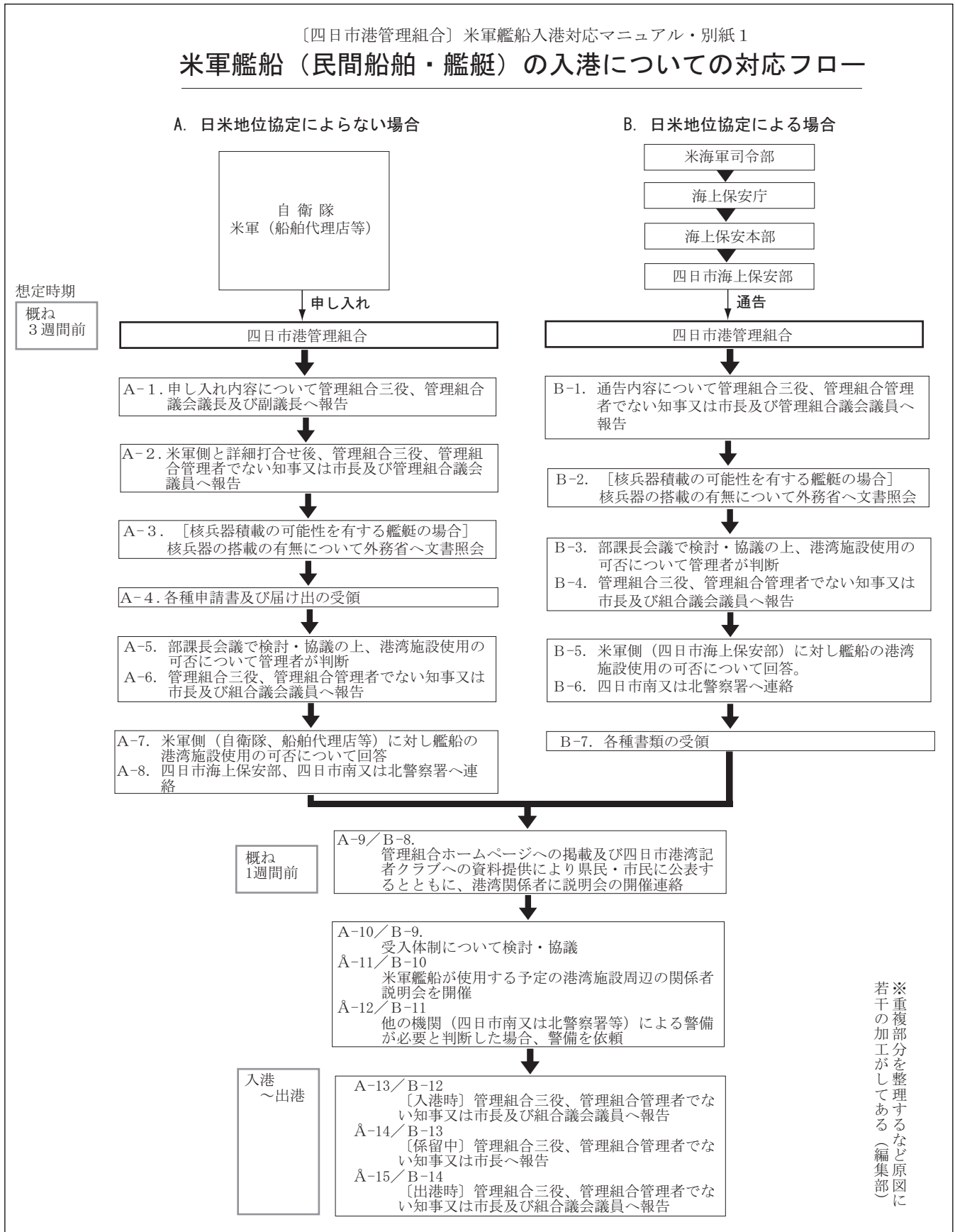
3 危険物の有無  
〔マニュアル〕

民間船舶が地位協定によらないで入港するとき(A

か。これは、四日市だけでなく非核を求める自治体と市民全体の課題である。

3 危険物の有無  
〔マニュアル〕

民間船舶が地位協定によらないで入港するとき(A



ケース)には、「打合せの中で、危険物の取り扱い及び積載の有無について口頭で確認する(書面による確認は係留施設など使用許可申請書が提出された時点で行う)」(A-2)。民間船舶が地位協定によって入港する(Bケース)場合は、通告内容があった時点で「文書により確認する」(別紙2「通告」とする一方、艦艇の場合は、Aケース、Bケースを問わず「弾薬類等は艦艇に積載されている限りは危険を及ぼし又は施設の使用に支障を及ぼすものではなく、また当該艦艇の使用に供するものであり港則法上の危険物にはあたらないことから、有無の確認を行わないこととする」(別紙2:A-2、B「通告」)。

〔問題点〕

港則法は「当該船舶の使用に供するもの」を「危険物」から除外し、港長の許可権限摘要を免除している。しかし、ここでいづ「当該船舶の使用」とは、例えば重油タンカーにおいては、積荷の重油は危険物であるがタンカーの推進用重油は危険物ではない、というような常識的区別である。したがって、軍艦が搭載する武器弾薬が「当該船舶の使用に供するもの」であるとして有無の確認さえ行わないというのは、趣旨に合致しない解釈である。船舶火災による誘爆などの危険性は常に存在している。武器弾薬の実態を把握し、港湾管理者がしかるべき措置をとる権限を担保することは、市民や港湾で働く人々の安全を守るために必要不可欠と思われる。

#### 4. 港湾施設使用の可否判断基準

〔マニュアル〕

港湾施設使用を認めないことができる要件は次のとおりである:

Aケース(A-5):

- 1)入港艦艇の全長、喫水、トン数等物理的要件が四日市港湾施設の許容基準を超えている場合
- 2)有事の場合を除き、一般荷役船の着岸状況により係留場所が空いていない場合
- 3)危険物の荷役を行う場合、その数量等が港則法及び四日市港管理組合乗施設条例及び同施行規則の規定上問題がある場合

Bケース(B-3):上記から3を除く。

〔問題点〕

港湾施設使用を拒否できるのは、あくまでも技術的・実務的理由からだけである。上記の要件は国土交通省に確認の上設定されたことを、四日市港管理者の井上哲夫四日市市長は明かしている(2003年12月25日)。市長は次のようにも答弁している。「しかし、いずれの場合にしましても、港湾施設の使用にあたっては港湾法第13条第2項の規定により、何人に対しても施設の利用その他港湾の管理運営に関して不平等な取り扱いをできないことになっております。この規定に違反していると認められる場合には、同法第47条の規定により国土交通大臣から当該行為の変更、停止を求められる場合もあります」。

軍艦入港の拒否が港湾法第13条に基づく「不平等扱い」にあたるという政府見解に対しては、平和運動の側から次のような反論があることを指摘しておきたい。「まず第一に、米軍艦は地位協定第5条という<特権>を盾

にとって民間港に入港する。<特権>を手放さずに<平等>を求めることが許されるであろうか。(略)第二に、政府は、特別の取り決めがある場合を除いては、米軍に国内法の適用はないと言ってきたのに、港湾法第13条だけは適用してくれというのは、あまりにも身勝手ではないか」<sup>3</sup>

いずれにせよ、「マニュアル」は政府の見解をそのまま採用している。また上記2)は「有事における米軍の優先使用」を暗示している。有事関連法の先取りも読める内容であり、再考が必要だ。2001年2月に、小樽市が米艦「マッケイン」の入港を拒否したとき、その理由は「市民感情への配慮」であった。このように市民の意思を背にした市長の政治判断をも可否判断の一つの要素に加えるべきではないだろうか。

#### 5. 市民への広報

〔マニュアル〕

米艦船入港の広報は、管理者が港湾施設使用の可否を判断し(A-5、D-3)、海上保安部や警察に連絡(A-8、B-6)した後に入港の「概ね1週間前に」四日市港湾記者クラブへの資料提供と「港湾関係者への説明会開催通知」の形で行われる(A-9、B-8)。また公表までは「概ね1週間前の報道機関への情報提供の時期までは、米軍艦船に係る情報の適正な管理に務めるものとする」(別紙2A-1、B-1)としている。

〔問題点〕

入港日の概ね1週間前の公表まで、入港計画そのものを秘密とするのがマニュアルの趣旨である。このような秘密主義的手続きは民間港であり「非核平和都市宣言」の下にある四日市港の軍事利用の是非に関する論議への、議会や市民の参画の道を閉ざすものだ。

#### 6. まとめ

「マニュアル」は、港湾管理者の説明責任を明らかにすると同時に、港の軍事利用に関する市民の関心を喚起するという点で大きな意義を持っている。関係者の集中的な努力に敬意を表したい。

もちろん再検討すべき課題は少なくない。1)判断基準はほとんどが国の見解をなぞったものであり「非核の確認」も国のとおり100%の回答の前で立ち止まってしまう可能性が高い。2)そもそも軍艦の入港は拒否できないという前提を不動のものと考え、港湾管理者の有する権限を過小評価してしまっている。また3)軍艦入港の可否に関する意思決定への議会や市民への参画の可能性を狭めていることなどである。

それでもなお、「四日市マニュアル」は「自治体の平和力」を拡大する方向での「港湾管理権」をめぐる議論を全国の港湾都市で高めていくための、歓迎するべき「たたき台」と言うことができよう。(田巻一彦)

注)

1. 内閣安全保障・危機管理室、防衛庁、外務省。本誌120・1号(00年8月15日)に抜粋。

2. 四日市港管理組合議会議事録<http://www.yokkaichi-port.or.jp/jp/gikai/index.html>

3. 「私たちの非協力宣言 - 周辺事態法と自治体の平和力」(いのくら基地部会編・明石書店刊)111 - 112頁)

## 韓国だよ(3)

# 在韓米軍のイラク派遣 と削減・再編

イ・ジュンギョ(李俊揆、韓半島  
平和市民ネットワーク運営委員)

未来韓米同盟政策構想会議(FOTA)の初日だった6月7日、アメリカ側は「在韓米軍の一部・約3千人ほどをイラクへ派遣」すること、そして「約1万2千5百人(現在の3分の1に該当)の在韓米軍を削減」することを表明した。かねてから議論されてきた海外米軍の再編、それに従う在韓米軍の再編が公式かつ公開のテーブルにのせられたのだ。

### 韓国内の反応

事実、すでに韓国では在韓米軍の縮小と再編に対する議論がなされていた。ソウルの龍山(ヨンサン)区にある韓米連合軍司令部が、ソウルの南の平澤(ピョンテック)市に移転するための交渉も進行している。しかも、ソウルの北の米軍基地は全て、ソウルの南側に移転する予定だ。基地移転の第一段階は2006年を目標としている。

このような在韓米軍の縮小と再編について、韓国の保守的な政党と団体、メディアは「反米意識」と「イラク戦争とイラクへの派兵に対する反対運動」のせいだと主張している。つまり「アメリカが韓国の裏切りに対して不満を表現しているのだ」というのである。野党のハンナラ党は五月の末に、アメリカに特使を派遣した。ハンナラ党の政策委員長は「米軍の縮小再編は」疎遠になってしまった韓米関係の結果だ」と断定した(「6月1日のテレビのインタビュー」)。

### ◆◀ 5ページからつづく

米国の対テロ・インストラクターを招いて対テロ訓練を行うと発表した。

このような状況下で、第10回ARF議長声明は「外相たちは、国際テロへの戦いにおける国家間協力のさらなる強化の決意を再確認した。」そして、テロに有効に対処するための能力の向上と、そのための相互協力の必要性を強調した。そして、議長声明と同時に、独立した二つの対テロ声明、「国境警備に関する対テロ協力行動についてのARF声明」と「海賊及び他の海洋安全保障への脅威に関するARF声明」を採択した。

このような状況下で、03年6月13日、人権NGO「人権ウォッチ」はARFに対して次のような要請の手紙を送った。

「テロとの闘いは、人権の価値を脇に置くのではなく、それを再確認することを要求している。国家による人権侵害は反対者の平和的、政治的表現を遮断し、孤立と不満を過激と暴力に導くことになる。...アセアンやその協議対象国はこの点を意図的に無視しており、反テロ・キャン

韓国政府は「敏感に反応することはない」という立場だ。在韓米軍のイラクへの派遣はイラクの状況に対応するアメリカの対応だというのだ。6月2日の定期ブリーフィングで、ハン・ギムン外交通商部長官は、「韓米同盟の弱体化ではない。むしろ長期的には同盟の強化なのである」と語った。また在韓米軍第8軍のケンプル司令官は5月25日の記者会見で「在韓米軍の一部をイラクに派遣することはイラクの状況が変わったからだ」と強調した。

他方、韓国メディアの報道によると、アメリカの国防副長官ウォルフowitzは5月18日の議会公聴会で「在韓米軍の戦力強化のために100億ドル以上を投資すると述べた。一方、韓国政府は「韓米同盟を維持・強化しながら自主国防を実現する機会」と言いながら、兵器導入のための防衛予算増額を推進している。政府はミサイル防衛システムPAC-3の追加導入と、空中給油機やイージス艦などの導入計画を発表した。このような動きを、韓国のNGOや平和運動団体は懸念している。

### 軍備競争と軍縮の分岐点

韓国のNGOは在韓米軍の再編が朝鮮半島と東北アジアの軍備競争をもたらしてはいけないと強調している。また、在韓米軍の「迅速対応軍化」と韓米同盟の地域化を通じて、韓国がアメリカの軍事的拠点になってしまう危険があるという声も出て来ている。

韓半島平和市民ネットワークのチョン・ウクシク代表はインターネット新聞「Ohmynews」への寄稿で「米軍の削減を軍事力で補おうとするなら新しい軍備競争を招く」として「北朝鮮を刺激して朝鮮半島に緊張を高めるようになる」と指摘している(5月19日)。参与連帯平和軍縮センターのアピールも「自主国防」という名目で推進しているアメリカからの兵器輸入計画と防衛費増額を批判しながら、「今こそ一方的な海外米軍再編に対抗する平和的安保戦略が必要だ」と強調している。(原文・日本語)

ペーンにおいては人権侵害もやむを得ないという残念なシグナルを送っている。たとえば、この問題に対するアセアンの声明、もっとも著しくは「2001年対テロ共同行動に関するアセアン宣言」は、人権の原則について完全に一言も言及していない。<sup>6)</sup>

そして、「人権ウォッチ」は、米国を典型とする人権侵害を前提とした反テロ立法措置を戒め、ARFが人権抑圧に貢献しないよう要請した。

今年のARFにおいては、米国の軍事的影響力の増加の問題を含め、対テロ問題はさらに深刻なテーマになると予想される。(梅林宏道)

注)

1 ABCラジオニュース(04年5月7日)

2 『神奈川新聞』(04年6月5日)

3 マシュー・ムーア『シドニー・モーニング・ヘラルド』(03年3月11日)PCDS・インフォメーション・アップデート#63(04年5月)より。

4 『ジャカルタ・ポスト』(03年4月9日)

5 議長声明の関連部分の全訳は、本誌191号(03年7月15日)参照。

6 原文 <http://www.hrw.org/press/2003/06/asean061303-ltr.htm>

# 日誌

2004.5.21 ~ 6.5

作成: 中原聖乃、中村桂子

DOD=米国防総省 / DOE=米エネルギー省 / IAEA=国際原子力機関 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / NNSA=米国家核安全保障局 / NSG=核供給国グループ / NYT=ニューヨーク・タイムズ / PSI=拡散防止構想 / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器 / WT=ワシントンタイムズ

5月22日 小泉首相、北朝鮮を訪問し、平壤市内の大同江迎賓館で金正日総書記と会談。

5月22日 米紙NYT、リビアが01年に「核の闇市場」から買った1.7トンの六フッ化ウランは、北朝鮮から売却されたことを示す根拠をIAEAが見つんだと報じる。

5月22日 イランのフセイン・ウィーン国連代表部大使、同国の核開発の全容を示した新たな報告書を21日にIAEAに提出したと発表。ロイター通信。

5月24日 国連安保理、6月末までのイラクへの主権移譲に向けた新決議に関して協議。米英両国は新決議草案を提示。

5月25日 NNSA、通算21回目の未臨界核実験「アーモンド」をネバダ核実験場で実施と発表。

5月26日 有事関連7法案、参院本会議で審議入り。

5月26日 86年に英紙記者としてバヌス氏取材し、イスラエル核保有疑惑を報道したフナム氏、国内で治安当局に拘束される。27日、釈放。

5月26日 26日付の米紙NYT、過去のイラクのWMD関連記事に、「信頼の置けない情報」に基づいた誤りがあったと認める検証記事を掲載。

5月27日 NSG総会、スウェーデンのイエーテボリで開催。28日、中国、ロシア、ラトビア、マルタの4カ国の新規加盟を承認し閉幕。

5月28日 マレーシア警察当局、カーン博士の右腕として「核の闇市場」で暗躍したスリランカ出身のビジネスマン、タヒル氏を拘束。AP通信。

5月28日 DOD、中国の軍事力に関する年次報告書を米議会に提出。台湾海峡に沿って配備された短距離弾道ミサイルの増強などを指摘。

5月28日付 米紙WT、20日のKEDO理事会で、米が現在停止中の北朝鮮での軽水炉建設事業を今年12月で廃止するよう提案したと報道。

5月29日 北朝鮮の朝鮮中央通信、リビアに六フッ化ウランを売却したことを示す証拠があるとのNYT報道を否定。

5月29日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中

## ピースデポ 公開セミナー

## 「小さな」国の「大きな」挑戦 ～モンゴルの一国非核地位に学ぶ～

6月20日(日)

午後2時～4時半

(1時45分開場)

総評会館404会議室

千代田区神田駿河台3-2-1

菅田地下鉄千代田線「新御

茶ノ水」B3出口徒歩0分

お話: ハムスレン・ハグヴァスレンさん(早稲田大学)

「モンゴル非核地位の背景と現在」

コメント: 田巻一彦(ピースデポ)

「日本の専守防衛政策を考える視点から」

参加費500円

主催: ピースデポ(担当: 中村)

距離弾道ミサイル「ハトフ5(別名ガウリ)の発射実験に成功。

5月31日 ロシア外務省、WMDを阻止する国際的包囲網構築を目指すPSIへの参加を発表。

6月1日 米英、イラク主権移譲に向けた安保理新決議案で、米軍が主導する多国籍軍の駐留期限を2005年末とする修正案を提出。

6月1日 ブッシュ大統領、新しい「備蓄核計画」を米議会に送付。全核弾頭計約1万を、6000発レベルに。

6月2日 川口外相、参院イラク・有事法制特別委で、非核三原則の有事の適用に関し「捕獲して廃棄するため一時的に(国内に)入れることは排除されない」。

6月3日 青森県六ヶ所村にある日本原燃の核燃料再処理工場への使用済み核燃料搬入が約1年7カ月ぶりに再開。

6月3日 衆院本会議、北朝鮮船舶への適用を想定した特定船舶入港禁止特別措置法案を自民、公明、民主3党の賛成多数で可決。

6月4日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ5」の発射実験に成功。

6月4日 米英、イラク新決議案で、暫定政権が要求するなら多国籍軍の駐留を前倒して終えるとする再修正案を安保理に提出。

6月4日 アジア太平洋の約20カ国・地域の国防相らがWMD拡散問題などを話し合うアジア安全保障会議、シンガポールで開催(～6日)。

6月5日 ラムズフェルド米国防長官、米軍世界再編について、対テロ戦での急速展開能力を重視し、地域ごとの作戦計画を廃止することなどを軸とする4原則を提唱。

### 沖縄

5月25日 米陸軍、金武町キャンプ・ハンセン内射撃場レンジ4で、都市型戦闘訓練施設の建設に向けた現場作業に事実上着手。

5月27日 基地従業員の福利厚生などを記した小冊子最新版を、在日米軍が地位協定3条「排他的基地管理権」を盾に、全国配布協力を拒否と判明。

5月27日 WBIに、海洋生物への悪影響が懸念される新型低周波音波探知機を備えた米海軍の海洋調査船コリー・ショウエストが寄港。

5月31日 照屋衆院議員(社民)Yナンバー車両問題で、車庫法違反と道路運送車両法違反の容疑で、県内のYナンバー車両所有者を刑事告発。

6月2日付 キャンプ・ハンセン内レンジ4近くに、93年以来、米軍がヘリ着陸帯を日本側に連絡しないまま整備していたと1日までに判明。

6月2日 都市型戦闘訓練施設、建設問題で、県、金武町などが共同で政府と米大使館に建設中止の要請。

6月3日付 米海兵隊、11日から、3等軍曹以下の階級の兵士を対象に、午前0時から5時までの外出禁止措置を取ることを決定。

6月3日 日米合同委、嘉手納飛行場など4基地に建設した隊舎など31棟の施設提供に合意。

### 今号の略語

APEC = アジア太平洋経済協力会議  
ARF = アセアン地域フォーラム  
ASEAN = アセアン、東南アジア諸国連合  
CTBT = 包括的核実験禁止条約  
DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国  
EU = ヨーロッパ連合  
FOTA = 未来韓米同盟政策構想会議  
IAEA = 国際原子力機関  
ISG = 会期間支援グループ  
ISM = 会期間会議  
NEA-NWFZ = 東北アジア非核兵器地帯  
NPT = 核不拡散条約  
PD = 予防外交

## ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、田辺俊明、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中田眞里子、中村和子、野間伸次、梅林宏道